

# 那覇市債権管理条例（概要）についての意見募集 （パブリックコメント）の実施結果について

この度、那覇市債権管理条例（概要）について、市民の皆さまからのご意見を広く募集したところ、以下のご意見をいただきましたので、本市の考えとともに公表いたします。

ご意見につきましては、今後の各取組を進める過程で参考とさせていただきます。

貴重なご意見をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。

- 1 募集期間：令和5年10月30日～令和5年11月20日
- 2 意見提出件数：4件（提出者数1名）
- 3 意見の概要及び本市の考え方：以下のとおり

| No. | ご意見の内容  | 市の意見  |
|-----|---|---|
| 1   | (第7条)<br>延滞金の率については、柏市・札幌市・神戸市の規定内容を参考にするのは如何でしょうか？                         | 意見にある3市の延滞金の率については、市税条例を債権管理条例へ準用していることを確認しました。<br>本市としては、札幌市税条例と那覇市税条例の延滞金部分の適用期間等の規定方法が異なっていることから、そのまま準用することが可能なかどうかについて、疑義があるため、那覇市債権管理条例においては延滞金に関し準用を用いない規定方法とします。<br>利率等の改正があった際には、税条例担当とも連携し適切に改正、運用してまいります。 |
| 2   | (第7条)<br>「非強制徴収債権」「私債権」の延滞金、遅延損害金については、新潟市・長崎市・豊中市・枚方市の規定内容を参考にするのは如何でしょうか？ | 那覇市債権管理条例内では、地方自治法第231条の3第1項に基づく督促をした場合における延滞金のみを定めております。遅延損害金は、「私債権」に係るものであり、本市としては、国等が示す明確な判断基準などがなく、判例においても、それぞれの場面ごとに法律関係を評価していると考えられる「私債権」を条例において定義していないことにくわえて、以下に掲げる理由により債権管理条例内で規定                          |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   |   | <p>する予定はございません。</p> <p>理由：遅延損害金の徴収や利率については、契約書等に約定利率が明記されていない場合は、民法上の法定利率（年3%）の請求を行うことができます。</p>  |
| 3 | <p>（第9条）</p> <p>100万越えの債権放棄は、市民としては納得しにくいと思いますので、さいたま市の様に上限を設けるのは如何でしょうか？</p>   | <p>当該債権放棄に関する規定は「できる」規定となっており、当該規定の適用・運用は、厳格な判断基準のもとで債権放棄を行うため、事案毎の実情に応じて、放棄の決定を行うことになります。</p> <p>要件として規定している『債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないとき』等の理由により、徴収行為が不能又は不相当と判断した結果、債権放棄を行いますので、上限額については特に定めないこととしました。</p> <p>当該規定の運用は、議会への報告も義務付けており、市民のみなさまが納得できるような運用に努めてまいります。</p> <p>なお、中核市の中でも上限額を設定していない市が9割以上を占めております。</p> |
| 4 | <p>（その他）</p> <p>豊田市の条例（市長は、その他の債権について訴訟手続き等により履行を請求する場合において、その目的の価額が500万円以下であるときは、市長において専決処分することを得る事項により処理することができる）の様に、専決処分できるようにするのは如何でしょうか？</p> | <p>ご意見につきましては、那覇市の「市長の専決処分事項の指定について」（H12.3.24議決）にて、法律上市の義務に属する1件200万円以下の損害賠償の額の決定並びに訴訟物の価額が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停について規定されているため、那覇市債権管理条例へは規定しない予定です。</p>  |